

平成30年2月27日
福島市危機管理室

福島市による避難促進施設の選定について

1 避難促進施設の選定要領

福島市は、活火山法第6条5項及び火口周辺の特性を踏まえて、当初、吾妻山大穴火口及び安達太良山沼ノ平火口の近傍に存在する観光施設を選定する。

吾妻山・安達太良山火山防災マップに記載の「融雪型火山泥流被害予想地域」の避難促進施設の選定については、今後、吾妻山及び安達太良山火山防災協議会と検討を図る。

2 選定施設

(1) 吾妻山

吾妻山大穴火口から約750m離れた浄土平地域に存在する「浄土平ビジターセンター」「浄土平レストハウス」、「浄土平天文台」の観光施設を避難促進施設として選定する。

「吾妻小舎」については、利用者数及び施設所有者等の常駐等を考え選定から除外する。

(2) 安達太良山

安達太良山沼ノ平火口地域に福島市地区が無いため選定から除外する。

3 避難促進施設の指定及び避難確保計画作成までの流れ

